

当地における自動車の運転について

1 日本で交付される国外運転免許証は1949年にジュネーブにおいて締結された道路交通に関する条約（通称「ジュネーブ条約」）付属書第10様式の免許証ですので、その免許証で運転できる国は、アメリカ、イギリス等をはじめ同条約加盟国に限られます。

サウジアラビアは同条約締結国ではないため、日本で交付される国際運転免許証を保有していても自動車の運転はできませんのでご注意ください。

2 当地で自動車を運転するためには、当館で発行する運転免許証抜粋証明を取得して運転免許試験場（Dallah Driving School）で試験（実技のみ）を受けた後に免許証の発給を受けてください。

なお、運転免許証抜粋証明の取得には、日本の運転免許証（有効期限内）、イカーマ原本及びそれぞれのコピーを添えて当館に申請ください。（手数料65SR：年度毎変更あり。）

3 当地特有の運転ルール及び注意事項

(1) 危険な運転、スピード違反、信号無視、急な進路変更等は日常茶飯事であり、日本での感覚以上に危険な運転が目立ちますので、シートベルトを必ず着用し、十分な車間距離を保つとともに、常に前後左右の車両の動きを注視し、防御運転に努めてください。

(2) 交通事故に巻き込まれた場合の注意事項

交通事故に遭遇した際、原則としてNajm Insurance Serviceまたは交通警察が現場に到着するまで事故が発生した状態から車を移動することを避け、できるだけ現場保存に努めてください。

当事者双方が保険に加入している場合は、交通警察に通報後、Najm Insurance Service（以下連絡先に記載）に連絡し現場検証後、事故証明の発給を受けて下さい。事後、現場を管轄する交通警察署で修理許可証を受領、指定修理工場から修理見積書を取得、保険会社に関係書類を提出し、保険金を受領、修理という流れになります。

仮に、当事者双方が保険に加入していない場合、Najmは対応しませんので、交通警察へ通報が必要となります。

詳細につきましては、「安全の手引き」または当館へお問い合わせください。